

教育長の営利企業等の従事について

営利企業等への従事について、別紙のとおり許可を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

(提出理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項の規定に基づき、教育長の営利企業等の従事について、教育委員会の許可を受ける必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

営利企業等への従事許可に係る業務一覧

別紙

業務	連載執筆			客員教授
概要	掲載誌名			教育政策リーダー コース 「教育政策課題研究」
	月刊「教職研修」	月刊「日本教育」	日本教育新聞	
	連載名			
	教育委員会の決意 (仮)	教育長だより	提言	
内容	1,000字程度の寄稿 (教育委員会(制度) の中で挑戦することの 意義などを、3名の教 育長がリレー形式で執 筆するもの)	1,000字程度の寄稿 (現在取り組んでいる 教育活動や広くこれか らの日本の教育を進め ていく上で大切にすべ きこと等について執筆 するもの)	11文字×114行(1,254 字)以内の寄稿 (主に学校管理職に向 けて、教育をより良く 変えていくための方策 や視点を提言するも の)	大学院生(現職の教育長 や校長が中心)の課題研 究に対して、他の教員と ともに個別指導を行うも の。
回数	3か月に1回 (全4回予定)	全10回予定	2か月に1回 (全6回予定)	月2回・各2時間程度 (概ね20回程度)
期間	許可を受けた日から 令和5年(2023 年)3月31日まで ※令和5年度以降も継 続の依頼があった場合 は、令和6年(202 4年)3月31日まで	許可を受けた日から 令和5年(2023年)3月31日まで		令和4年(2022年) 5月1日から 令和5年(2023年) 3月31日まで ※平日夜間または土曜・ 日曜・祝日
報酬	7,000円/回	10,000円/回	7,000円/回	5,200円/時間
依頼者	株式会社 教育開発研究所	公益社団法人 日本教育会	株式会社 日本教育新聞社	国立大学法人 兵庫教育大学